

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 個人事業者の減価償却

**Q** : 今年の税制改正では、減価償却制度が改正され、全額償却できるようになるそうですが、個人事業者も同じですか？

**A** : 同じです。ただし、個人は強制償却になります。

### 【解説】

平成19年度の税制改正では、減価償却制度が改正されることとなっています。

主な内容には、次のようなものがあります。

- ① 平成19年4月1日以後に取得する資産については償却可能限度額が撤廃される
- ② 平成19年3月31日までに取得した減価償却資産で償却限度額まで償却済みの資産については、償却済みとなった事業年度の翌事業年度以後5年間で全額償却することができる
- ③ フラットパネルディスプレイ製造設備・フラットパネル用フィルム材料製造設備・半導体用フォトレジスト製造設備の法定耐用年数をそれぞれ5年にする

これらの改正は、法人だけでなく、個人にも適用されることとなっていますので、個人事業者が平成19年4月以後に取得した減価償却資産についても同様の取扱いになります。

ただし、現行の取扱いのように、法人については減価償却は任意償却、個人については強制償却とする制度は変更されないようですので、個人事業者については、償却済みになった減価償却資産を5年間で強制償却していかなければなりません。

